

視 察 報 告 書

報告者氏名：葉山 直

会 派 名：無所属みらい

期 間：2018年7月2日（月）～ 7月4日（水）

視察都市等及び視察項目

・平成30年7月2日（月）

鳥取市「鳥取市におけるファシリティーマネジメントについて」

ごあいさつ	鳥取市議会副議長	金谷 洋治	様
ご説明	鳥取市議会事務局調査係長	田中 直美	様
	鳥取市議会事務局調査係	笠松 淳子	様
	鳥取市総務部総務調整局		
	財産経営課 課長	永井 利幸	様
	同 財産経営課 施設経営		
	ファシリティーマネジメント係 係長	宮谷 卓志	様

・平成30年7月3日（火）

岡山市「出石小学校跡地整備事業について」

ごあいさつ	岡山市議会事務局調査課 課長	塩見紀己代	様
ご説明	政策局事業政策課 課長補佐	藤井 健介	様
	課長補佐	宮本 典子	様
	副主査	松田 将治	様

・平成30年7月4日（水）

明石市「地域総合支援センターについて」

ごあいさつ	明石市議会事務局総務課長	榎本 雅子	様
ご説明	明石市福祉局地域総合支援室		
	地域総合支援担当課長	十川 勝吉	様
	明石市福祉局こども育成室		
	利用担当課長	鈴木 健一	様

所 感 等

・「鳥取市におけるファシリティーマネジメントについて」

今後、多くの自治体で人口減少社会と向き合っていかななくてはならない状況になります。人口減少社会は、国や県の交付金は勿論ですが、市税等の減収に繋がる大きな問題です。この様な状況の中で、土地や建物などの経営資源（ファシリティー）を総合的に管理・活用することは重要な施策です。従来は、市民ニーズと共に増えてきた公共施設ですが、財政の健全化やインフラの老朽化などの課題から受益者負担を含め、経営資源の再構築が必要となります。

本市においては、公共施設の床面積を30%削減する事を目指し、取り組んできました。しかし昨年、新市長が誕生した事で、計画は白紙撤回され新たなファシリティーマネジメントの策案に取組みはじめたところです。

そこで、鳥取市におけるファシリティーマネジメントについて調査をしました。鳥取市では、平成25年4月に財産経営課にFM（ファシリティーマネジメント）担当職員を2名配置しました。翌年2月に公共施設白書を作成。平成27年2月に公共施設の経営基本方針を策定し、40年間で約29%の施設を縮減する目標を立てています。同年12月には、公共施設等総合管理計画を策定。平成28年3月公共施設再配置基本計画を策定し、個別施設の見直し（案）をまとめたとの事です。

具体的な取組みとして、施設利用者・市民の安全安心を確保する為、施設の点検と予防保全を行うと共に、保有施設の有効活用・施設の統合複合化を検討し、次世代の財政負担を軽減できるよう検討を重ねています。

施設点検と予防保全では、優先順位を点数化して示し、財政担当課が予算査定を行う事で公平性を担保しています。

保全施設の有効活用では、廃校を植物工場に、総合支所の一部を郵便局に、温泉保養施設の民営化を手掛けています。

施設の統合複合化については、保育園と高齢者福祉施設の複合化や同類施設（保育園や学校）をまとめる。集会所を地元に移譲。などを実施しています。

FMを進める上で最も重要な事は意識改革です。総論賛成各論反対の意識改革です。単独で動いても進まない。行政職員・市民・学生・議会・財界経営者や金融機関・マスコミが様々な形で連携・協力すること。他人事ではなく自分事として捉える事が必要であると理解しました。

・「出石小学校跡地整備事業について」

出石小学校は、右図に示す通り岡山駅中心市街地に立地しているため、再整備を行う上で、立地環境に恵まれていた印象を受けました。また、旧下町エリアである後楽園や岡山城（右図：県庁付近）との回遊を高める上でも計画の履行がしやすいエリアと認識しました。

事業の経緯は、平成12年3月「中心部の新しい学校づくり基本計画」の中で統廃合計画が発表された事に起因しています。

平成13年7月には出石小学校閉校後の要望書が提出され、複合施設へ転用が要望されています。平成14年3月に閉校すると4月には地元の協議会が運営管理し、暫定活用が開始されました。翌年7月に出石小学校跡地整備の実施方針が公表され10月にプロポーザル募集要項が公表されました。平成15年11月～平成16年3月まで、3回の審査委員会を実施し優先交渉権者を決定し契約締結に至ったとの事です。

学校跡地活用の観点は、以下の通りです。

- ① 全市民の財産であるという観点
- ② 中心市街地活性化の観点
- ③ 位置的な特性土地利用の観点
- ④ 他の個別政策施設との連携、関連性の観点
- ⑤ 学校跡地であるという歴史的経緯の観点

土地所有・事業手法・事業者選択方法は、以下の通りです。

- ① 土地所有 → 市が所有（定期借地権）
- ② 事業手法 → 民間活力を利用
- ③ 事業者選択方法 → プロポーザル方式

定期借地権とした理由は、中心市街地であり貴重な土地である事から行政で確保する必要性。市が保有する事で事業者へのコントロールがある程度可能である事。社会状況に応じて将来新事業が可能な事。などがあったとの説明がありまし



た。事業プロポーザル提案は、3社有り、先に記述した通り3回の審査を経て下記に示す施設概要で実施に至ったとの事です。現在の景観を右図に示します。



・「地域総合支援センターについて」

地域包括ケアシステムの構築について下記の通り説明がありました。

- ① 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、介護サービスの必要度が高い状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を実現する。
- ② 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステム再構築が重要である。
- ③ 人口減少時代で75歳以上の人口が急増する大都市部と75歳以上の増加が緩やか町村部の地域格差の是正。
- ④ 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき地域の特性に応じて行うことが必要である。

以下、地域包括ケアシステムの姿（イメージ図）を示します。

本市でも、同様のシステム構築の必要性を感じるどころです。

